

平成30年度第1回総合教育会議 会議録

1 会議の名称 平成30年度第1回総合教育会議

2 会議の日時 平成30年5月 7日(月) 午後3時00分～午後4時20分

3 会議の場所 中之条町役場 応接室

4 会議に出席した構成員

町長	伊能 正夫
教育長	宮崎 一
委員(教育長職務代理者)	登坂 初夫
委員	清水 博巳
委員	小菅 加代子
委員	高橋 久夫

5 会議に出席した職員

こども未来課長	宮崎 靖
生涯学習課長	富沢 洋
教育指導係長	矢嶋 将之
総務係長	飯塚 和子

6 会議を傍聴したもの

なし

7 議 事

(1) 六合中学校の在り方について

(2) 適応指導教室「虹」開設後の状況について

(3) その他

・「いじめ防止基本方針」の改訂について

・「適正な部活動の運営に関する方針」の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について

8 会議における議事の経過及び発言要旨

○ 開会(こども未来課長)

○ 町長挨拶

連休中は、大きな事故もなく過ごすことができた。町では、今年の3月に旧太子駅を復元した見学施設を開設した。見学者が順調に來場しているようだ。単なる駅の復元ではなく、芳ヶ平やチャツボミゴケ、昔の鉄鋼石の搬出と吾妻線という物語としてつながるので、教育の場面でも活用していただきたい。今年から開始した「芳ヶ平学校」は六合中学校で実施する予定であるが、火

山活動の状況を心配している。

また、チャツボミゴケに土砂が流入したことを報告する。

○ 教育長挨拶

連休中、管内の幼稚園・保育所・小中学校において、大きな事故等はなかった。2学期開始と連休後は、子供の基本的な生活習慣が乱れることが多いため不登校に陥りやすい。適応指導教室「虹」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと学校が連携を取り、一人でも多くの児童生徒が不登校にならないようにしたい。

また、「芳ヶ平学校」は、火山活動の状況を見ながら実施する予定である。学校行事が多い中ではあるが、子供達の状況をつぶさに把握しながら学校とスクラムを組み進めていきたい。

○ 議事（議事進行 町長）

（1）六合中学校の在り方について

（こども未来課長から説明、教育長より補足説明）

- ・平成30年4月定例教育委員会で、今後は「六合中学校の在り方」に絞って協議するために、有識者を含めた検討委員会を設置する案を協議した。
- ・検討会の委員に、学識経験者3名と六合地区学校評議員2名を加える。教育委員会が委嘱した委員で組織し、従前の検討委員会の組織とは一部異なっている。
- ・総合教育会議で協議し、早めに「六合中学校の在り方」を検討して、次の段階に進めていきたい。
- ・学識経験者については、吾妻教育事務所や清水委員の情報提供により候補者を紹介していただいたので、委員としてご協力いただけるか打診したい。皆様の意見をお聞かせ願いたい。

【質疑・意見等】

（町長）

- ・学識経験者の候補者案と、中之条町立六合中学校検討委員会設置要綱（案）の別表に掲げる委員について、ご協議いただきたい。

（教育長）

- ・群馬大学から複数名の学識経験者をお願いするのは避けたいと考えている。

（委員）

- ・六合地区は特殊性のある地区なので、地域性を考慮できる方に学識経験者をお願いしたい。新井小枝子群馬県立女子大学准教授は、以前から六合地区に造詣が深いのでふさわしいと思う。細井雅生高崎経済大学教授も、7年から8年ほど六合地区に通い調査研究を行っているので、ふさわしいと思う。再三にわたり申し上げるが、実情を含めて六合地区の地域性を考慮できる方を選抜していただきたい。

（教育長）

- ・大学教授は研究が主であり、地域性の考慮という面ではご希望に添えないところがあるかもしれないが、こちらから事前説明や懇談会資料等を提供し、地域をご理解いただきながら、各教授が研究してきたものを生かし、広い視点で六合中学校の在り方や方向性を検討していただきたいと考えている。
- ・中之条町立六合中学校検討委員会設置要綱（案）の別表に掲げる委員は、ほとんどが六合地区の方である。六合地区在住で18歳未満の児童を養育している方による「公募による委員」は、他の委員と重なるところがあるので設置しなくても良いのではないかと。

- ・委員に学識経験者が加わるのと加わらないのでは大きな違いがある。学識経験者の客観的な視点でのご意見を参考にして、最終的には総合教育会議で決定していただきたい。

(町長)

- ・多くの委員で検討する方が良いと思うが、「公募による委員」は、PTAの委員と重複しているところがあるので、「公募による委員」は設置しないことで良いか。

(異議なく承認)

- ・学識経験者については、六合地区を良く理解している方がふさわしいという意見がある。今までの検討委員会の委員は、地元の方であったので、学識経験者による一般論も大切であると思う。

(委員)

- ・六合地区を知らないからこそ、見えることもある。外部からの意見を入れていくのも、一つの方法であろう。
- ・学識経験者4名で組織できないか。

(町長)

- ・学識経験者を4名で組織することでいかがか。

(異議なく承認)

(2) 適応指導教室「虹」開設後の状況について

(教育指導係長から状況報告)

- ・適応指導教室「虹」のリーフレットについては、5月の区長文書で毎戸配布を行った。
- ・適応指導教室開設後は、電話引き込み等の教室整備、管内校長・園長・所長会議にて適応指導教室について伝達、スクールカウンセラーと指導員の顔合わせ、近隣住民へ開設の挨拶、指導主事及び指導員による学校への説明、スクールソーシャルワーカーと指導員との顔合わせを行った。
- ・平成30年4・5月の要観察児童生徒の中で、適応指導教室での指導がふさわしいと思われる児童生徒が8名存在している。
- ・指導員は、児童生徒の受け入れ準備を進めるとともに、県内他市町村の適応指導教室に視察に行く等、具体的な運営について研修を進める。
- ・小学校は、対象児童の保護者に対し、家庭訪問等の機会を捉えて、入室について協議していく。
- ・中学校は、校内生徒指導委員会にて対象者を絞り込み、入室に向けての保護者への相談を進めていく。
- ・教育委員会事務局は、教室整備等の援助を行うとともに、中之条小・中学校と同様に六合小・中学校への説明を行う。

【質疑・意見等】

(委員)

- ・現時点で、適応指導教室に通室している児童生徒はいるのか。また、適応指導教室は、いつから通室し、いつ退室するのか取り決めがあるのか。

(教育指導係長)

- ・適応指導教室に通室している児童生徒は、まだいない。通室・退室については、特に取り決めはない。

(教育長)

- ・適応指導教室の退室は、すぐに見極めることができないと思われる。登校刺激の後、場合によっては適応指導教室に戻ってしまう児童生徒もいるだろう。

(委員)

- ・児童生徒に対して教科指導を行う教員は配置できないか。他市町村の適応指導教室では、教科指導を行っていないのか。

(教育長)

- ・教科指導も行っているが、それがメインではないと思われる。特別支援学級のイメージとは異なり、学校に行けるようになるための支援を重点としている。

(委員)

- ・東京都内には、教科指導を行う教員を配置している適応指導教室があるので、当町も教科指導を行ってほしいと思う。
- ・中1ギャップについては、適応指導教室によって改善の余地があると思う。適応指導教室の方が学校より居心地が良いと登校刺激にならないし、教科指導が重点になると通室しづらくなるので、加減が難しいのではないか。
- ・不登校は、学習の遅れや提出物の未完成も関係していると思うが、家庭環境も影響していると思う。適応指導教室に通うことで、基本的な生活習慣が改善され、学習意欲がわいてくるのではないかと思う。
- ・完全不登校の児童生徒に対しては、担任教諭が適応指導教室を勧めるのか。

(教育長)

- ・中之条中学校の例で申し上げますと、生徒指導委員会で情報を共有し、担任だけでなく養護教諭や学年主任も関わりながら対応している。

(3) その他

● 「いじめ防止基本方針」の改訂について

(教育指導係長から説明、教育長より補足説明)

- ・国と県の改訂に伴い、平成27年3月に策定した「中之条町いじめ防止基本方針」を改訂する。
- ・主な改訂は2カ所ある。1つは、いじめの定義を拡大し、「被害児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義した。また、インターネットを通じて行われるいじめも含むとした。
- ・2つめは、例えば発達障害を含む障害のある児童生徒、外国籍、性同一障害、被災者など学校内の少数者に対する配慮である。発達の特性や本人の置かれている環境など、学校として特に配慮が必要な児童生徒へのいじめ防止を図るとした。
- ・「中之条町いじめ防止等のための連絡協議会」を設置したいと考えている。委員は、アウトメディア推進委員、人権擁護委員や子供育成会長を加えることを考えている。

【質疑・意見等】

(委員)

- ・アウトメディア推進委員や子供育成会長が入れば、対策や対応がスピーディーになり良いと思う。

(町長)

- ・「いじめ防止基本方針」の改訂については、承認いただいてよろしいか。

(異議なく承認)

●「適正な部活動の運営に関する方針」の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について

(こども未来課長から説明、教育長より補足説明)

(こども未来課長)

- ・町教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「県方針」を踏まえ、管内中学校において、適正な部活動運営がなされるよう、「中之条町部活動に係る方針」(以下「町の方針」という。)を策定する。
- ・「適正な部活動の運営に関する方針」の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について県より通知があり、町は「中之条町部活動に係る方針」(案)を作成した。
- ・重点は適切な休養日の設定等である。適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって、心身に無理が生じること(スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など)から、生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにする。休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要であり、そのため、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定する。
- ・部活動の負担軽減については、週当たりの休養日の設定をする。週2日以上(平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須)や、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保するようにする。
- ・長期休業中は、土・日曜日は休むものとする。活動時間は平日2時間、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)は3時間程度とする。
- ・朝練習は、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。
- ・年間練習計画は職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。特に、やむを得ず実施する場合には、希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮する。
- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、朝練習を原則として行わないようにする。
- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の主体性を尊重し実施するようにする。
- ・これらを実施するために、町教育委員会、学校及び部活動顧問と保護者が連携して取り組む。

【質疑・意見等】

(町長)

- ・伊勢崎市では、市独自の方針を策定したと聞いた。

(教育長)

- ・中之条町は、県の方針に沿ったものである。

(町長)

- ・今までは学校長会等の取り決めであったが、方針になれば徹底すると思われる。

(教育長)

- ・当方針は4月1日からスタートし、吾妻郡で同一歩調をとって実施している。途中で課題が出てくると思うが、1学期が過ぎた段階で総括し、2学期に検討して修正を行いたい。

(町長)

- ・保護者の理解を得られるようにしたい。

(委員)

- ・保護者や教職員の熱意で、当方針が機能をしないことがあるかもしれない。

(教育長)

- ・県内全域で取り組むものであるから、きちんと守っていききたい。色々なケースを吟味しながら方針を進めていききたい。

(委員)

- ・個人的には良いことであると思う。生徒の健康管理を含めて、教職員の過重労働をなくしていききたい。

- ・教育長が言うように、1学期が過ぎた段階で総括し、2学期に検討調整して、新しく変えていく努力を行った方が良い。

- ・連休中は、孫が家にいることが多かったので、管内中学校は方針を守っているようだ。

(教育長)

- ・部活は生徒指導上、大きな役割を持っているが、効率的な活動するのも大事である。町の方針は、管内校長も目を通し、意見を聞きながら策定することを了承いただきたい。

(町長)

- ・1学期が過ぎた段階で総括し、改善すれば良いと思う。

(委員)

- ・土・日曜日に部活動があった場合、基本的には月曜日は休養日であったが、意欲のある生徒は自主練習を行っていた。教職員が休みであれば、生徒も休ませるようにしたい。

- ・これからは、社会体育が重要になってくると思う。

- ・例えばサッカー指導者はB級ライセンス取得が必要で、ライセンス取得者1人で10人程度しか見ることができないので、人材が不足すると思う。

(教育長)

- ・様々な調整が必要と思われる。

- ・今回、急な総合教育会議での提案で、申し訳なく思っている。是非、各位に内容を検討いただき、まとめていききたいと思うので、よろしくお願ひしたい

。

- ・また、議事(1)六合中学校の在り方について、外部の学識経験者を委員に加えることを承認いただいたが、報酬やその他の経費については、6月補正予算にて計上してよろしいか。

(町長)

- ・6月補正予算で計上してください。

9 閉会 (こども未来課長)